

V 諸 税

1 特別土地保有税に関する調

- (1) 納税義務者 — 地方税法第585条 — 取得分1年・保有分10年で、計11年課税。

特別土地保有税は、土地又はその取得に対し、当該土地所在の市町村において、当該土地の所有者又は取得者に課する。

基準面積（免税点）・指定都市（2,000㎡以上）・都市計画区域を要する市町村（5,000㎡）
・その他の市町村（10,000㎡）

※ 特別土地保有税における基準面積とは免税点を表す。その合計面積がこれ以上になった場合、基準面積を超える部分だけでなく、その下積面積を含めて全体について課税される。

- (2) 課税方式 — 地方税法第593条から第599条まで

- ① 取得分 基準面積（5,000㎡）以上の土地を

1月1日又は7月1日前1年以内に取得した者に係る土地の取得に対して課するもので、申告納付期限は、それぞれの年の2月末日又は8月31日

$(\text{取得価格} \times 3/100) - (\text{不動産取得税の課税標準額} \times 4/100) = \text{税額}$

- ② 保有分 基準面積（5,000㎡）以上の土地を

1月1日において所有する者の当該土地に対して課するもので申告納付期限は、その年の5月31日

$(\text{取得価格} \times 1.4/100) - (\text{固定資産税の課税標準額} \times 1.4/100) = \text{税額}$

- (3) 課税の停止 — 地方税法本法附則第31条

- ① 取得分 平成15年1月1日以後に取得された土地の取得に対しては、地方税法及び市税条例の本則の規定にかかわらず、当分の間、土地の取得に対して課する税（取得分）を課さない。

- ② 保有分 平成15年以後の各年の1月1日において土地の所有者が所有する土地に対しては、地方税法及び市税条例の本則の規定にかかわらず、当分の間、平成15年度以後の年度分以後の年度分の土地に対して課する税（保有分）を課さない。

2 軽自動車税に関する調

(1) 課税台数及び調定額に関する調

区分				年度		令和2年度				令和3年度			
						課税台数		調定額		課税台数		調定額	
				当初	最終	当初	最終	当初	最終	当初	最終		
原動機付自転車	総排気量が50cc以下				2,913	2,910	5,826	5,820	2,738	2,734	5,476	5,468	
	特定小型原付												
	総排気量が50ccを超え、90cc以下				282	282	564	564	299	299	598	598	
	総排気量が90ccを超え、125cc以下				537	537	1,289	1,289	558	558	1,339	1,339	
	三輪以上で総排気量20ccを超え50cc以下				98	98	362	362	96	96	355	355	
	小計				3,830	3,827	8,041	8,035	3,691	3,687	7,768	7,760	
	増減＝最終-当初					△ 3		△ 6		△ 4		△ 8	
軽自動車及び小型特殊自動車	旧税率	二輪車・被牽引車			1,570	1,570	5,652	5,652	1,604	1,603	5,774	5,771	
		四輪車	三輪車			0	0	0	0	0	0	0	0
			乗用	営業用	0	0	0	0	1	1	6	6	
				自家用	13,044	12,870	93,917	92,664	11,421	11,256	82,231	81,043	
			貨物用	営業用	84	76	252	228	73	65	219	195	
				自家用	3,402	3,352	13,608	13,408	2,983	2,943	11,932	11,772	
	重課		三輪車			1	1	4	4	1	1	5	5
		四輪車	乗用	営業用	1	0	8	0	1	0	8	0	
				自家用	6,572	6,433	84,779	82,986	6,823	6,680	88,017	86,172	
			貨物用	営業用	33	29	149	130	32	29	144	130	
				自家用	3,342	3,319	20,052	19,914	3,345	3,317	20,070	19,902	
		新税率	三輪車			0	0	0	0	0	0	0	0
	四輪車		乗用	営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	
				自家用	6,485	6,380	70,038	68,904	8,141	8,012	87,923	86,530	
			貨物用	営業用	83	82	315	312	94	93	357	353	
				自家用	2,197	2,178	10,985	10,890	2,595	2,569	12,975	12,845	
	軽課7.5%		三輪車			0	0	0	0	0	0	0	0
		四輪車	乗用	営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	
				自家用	0	0	0	0	0	0	0	0	
			貨物用	営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	
				自家用	0	0	0	0	0	0	0	0	
		軽課5.0%	三輪車			0	0	0	0	0	0	0	0
	四輪車		乗用	営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	
				自家用	158	154	853	832	91	90	491	486	
			貨物用	営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	
				自家用	0	0	0	0	0	0	0	0	
	軽課2.5%		三輪車			0	0	0	0	0	0	0	0
		四輪車	乗用	営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	
				自家用	525	514	4,253	4,163	376	374	3,046	3,029	
			貨物用	営業用	10	10	29	29	2	2	6	6	
				自家用	32	32	122	122	25	25	95	95	
		専ら雪上を走行するもの				0	0	0	0	0	0	0	0
	小型特殊自動車	農耕作業用のもの			3,453	3,453	8,287	8,287	3,435	3,434	8,244	8,242	
		その他のもの			851	842	5,021	4,968	888	879	5,239	5,186	
	小計				41,843	41,295	318,324	313,493	41,931	41,373	326,782	321,768	
	増減＝最終-当初					△ 548		△ 4,831		△ 558		△ 5,014	
	二輪小型自動車				1,699	1,695	10,194	10,170	1,745	1,741	10,470	10,446	
	増減＝最終-当初					△ 4		△ 24		△ 4		△ 24	
	合計				47,372	46,817	336,559	331,698	47,367	46,801	345,020	339,974	
	増減＝最終-当初					△ 555		△ 4,861		△ 566		△ 5,046	

（「当初」は各年度の4月1日現在、「最終」は各年度の3月31日現在、単位：台、千円）

令和4年度				令和5年度				令和6年度			
課税台数		調定額		課税台数		調定額		課税台数		調定額	
当初	最終	当初	最終	当初	最終	当初	最終	当初	最終	当初	最終
2,615	2,610	5,230	5,220	2,494	2,490	4,988	4,980	2,355		4,710	
								2		4	
308	308	616	616	312	313	624	626	328		656	
574	572	1,378	1,373	605	604	1,452	1,450	653		1,567	
100	100	370	370	99	99	366	366	96		355	
3,597	3,590	7,594	7,579	3,510	3,506	7,430	7,422	3,434		7,292	
	△ 7		△ 15		△ 4		△ 8				
1,691	1,687	6,088	6,073	1,777	1,773	6,397	6,383	1,790		6,444	
0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
1	1	5	5	0	0	0	0	2		11	
9,883	9,743	71,158	70,150	8,562	8,444	61,646	60,797	7,304		52,589	
73	66	219	198	60	54	180	162	46		138	
2,561	2,531	10,244	10,124	2,128	2,107	8,512	8,428	1,731		6,924	
1	1	4	4	1	1	5	5	1		5	
2	1	16	8	5	3	41	25	8		66	
7,154	7,008	92,287	90,403	7,347	7,188	94,776	92,725	7,239		93,383	
36	33	162	149	39	33	176	148	36		162	
3,330	3,305	19,980	19,830	3,368	3,338	20,208	20,028	3,397		20,382	
0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
0	0	0	0	0	0	0	0	1		7	
9,955	9,809	107,514	105,937	11,262	11,094	121,630	119,815	12,603		136,112	
102	100	388	380	102	100	388	380	116		441	
3,006	2,976	15,030	14,880	3,396	3,364	16,980	16,820	3,806		19,030	
0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
0	0	0	0	35	34	95	92	23		62	
0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
3,446	3,442	8,270	8,261	3,406	3,403	8,174	8,167	3,373		8,095	
933	924	5,505	5,452	969	960	5,717	5,664	974		5,747	
42,174	41,627	336,870	331,854	42,457	41,896	344,925	339,639	42,450		349,598	
	△ 547		△ 5,016		△ 561		△ 5,286				
1,797	1,793	10,782	10,758	1,884	1,880	11,304	11,280	1,947		11,682	
	△ 4		△ 24		△ 4		△ 24				
47,568	47,010	355,246	350,191	47,851	47,282	363,659	358,341	47,831		368,572	
	△ 558		△ 5,055		△ 569		△ 5,318				

(2) 減免に関する調

市税条例

(軽自動車税の減免)

第89条第1項 市長は、公益のため直接専用するものと認める軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。

(身体障がい者等に対する軽自動車税の減免)

第90条第1項 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。

- (1) 身体に障がいを有し歩行が困難な者(以下「身体障がい者」という。)又は精神に障がいを有し歩行が困難な者(以下「精神障がい者」という。)が所有する軽自動車等(身体障がい者で年齢18歳未満のもの又は精神障がい者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障がい者、当該身体障がい者若しくは精神障がい者(以下「身体障がい者等」という。)のために当該身体障がい者等と生計を一にする者又は当該身体障がい者等(身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障がい者等(身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもののうち、市長が必要と認めるもの(1台に限る。)

- (2) その構造が専ら身体障がい者等の利用に供するためのものである軽自動車等

(単位：件、円)

市税条例	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	件数	減免税額	件数	減免税額	件数	減免税額	件数	減免税額	件数	減免税額
第89条第1項	61	467,300	60	471,600	61	468,600	59	477,100	63	533,900
第90条第1項第1号	430	3,992,300	445	4,220,600	437	4,247,800	444	4,455,000	436	4,420,600
第90条第1項第2号	55	321,600	54	319,100	48	282,800	58	361,200	59	359,800
合 計	546	4,781,200	559	5,011,300	546	4,999,200	561	5,293,300	558	5,314,300

3 市たばこ税に関する調

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
売り渡したばこ本数(千本)	177,675	160,769	161,142	161,446	160,025
調定額(千円)	1,005,767	944,359	1,016,178	1,057,800	1,048,486
前 年 比	107.6%	93.9%	107.6%	104.1%	99.1%
特別徴収義務者数	3	3	4	2	3

※平成27年度までは、手持品課税分を含まない

平成29年4月から 旧3級品：3,355円/1,000本
上記以外品：5,262円/1,000本

平成30年4月から 旧3級品：4,000円/1,000本
上記以外品：5,262円/1,000本

平成30年10月から 旧3級品：4,000円/1,000本
上記以外品：5,692円/1,000本

令和元年10月から 旧3級品：5,692円/1,000本
上記以外品：5,692円/1,000本

令和2年10月から 旧3級品：6,122円/1,000本
上記以外品：6,122円/1,000本

令和3年10月から 旧3級品：6,552円/1,000本
上記以外品：6,552円/1,000本

4 入湯税に関する調

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入湯客数(人)	994,395	494,127	567,087	796,251	857,227
入湯税課税人数(人)	706,441	360,568	375,140	524,021	602,642
調定額(千円)	105,966	54,085	56,271	78,603	90,396
前 年 比	97.1%	51.0%	104.0%	139.7%	115.0%
特別徴収義務者数	29	27	27	27	26

1人1日・150円

平成21年5月申告分から課税免除拡大(1,000円以下)